

令和5年1月21日

組合員利用者 各位

粕屋農業協同組合
代表理事組合長 安河内 豊

粕屋農協自動車整備工場における行政処分について

みだしの件につきまして、令和4年9月に発覚した不正車検（不正改造状態での車検手続き）を受け内部調査を実施した結果、点検整備を全て実施せずに保安基準適合証を交付した事実が判明したため九州運輸局へ届け出たところ、同行為が道路運送車両法の規定に違反する事実が認められ、令和5年1月18日付をもちまして以下のとおり行政処分が発令されました。

(1) 道路運送車両法第91条第1項

道路運送車両法第91条の3の規定に基づく事業の停止命令

→20日間：令和5年1月23日から2月11日まで

(2) 道路運送車両法第94条の3第1項

道路運送車両法第94条の5第1項

道路運送車両法第94条の6第1項の規定に基づく保安基準適合証等の交付停止命令

→指定取消：取り消し日 令和5年1月23日

なお、上記(1)期間中に車検のご予約をいただいておりますお客様には、当組合自動車整備工場より別途、ご説明とご案内を申し上げます。

みなさまには、大変なご迷惑をおかけいたしますが、ご不便をおかけしないよう最善を尽くして対応に取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。